



## 組合員の皆様

2016年7月19日

## 共同海損－万国海法会（CMI）が2016年ヨーク・アントワープ規則（YAR2016）を採択

CMI は、国際ワーキンググループ（IWG）による4年間にわたる見直し、並びに意見交換の後、本年5月初旬、ニューヨークの国際会議においてYAR2016を採択しました。

前回採択されたYAR2004は船主の支持が得られなかったため、ほとんど使用されることはなく、その代わりにすでに定着し、理解も進んでいたYAR1994が使用されてきました。今回のYAR2016の採択によって、船主にとっても海上保険者にとっても不安定であった状況が12年ぶりに解消されることとなります。YAR2016は、IWGが国際グループ、各国の海損精算人やNational Maritime Law Associations、国際海運会議所（ICS）、ボルチック国際海運協議会（BIMCO）、国際海上保険連合（IUMI）などから情報を得て大規模な見直しを行い、起草・完成したものです。

YAR2004で特に異論が多かった点について、YAR2016では適切に対応しています。主なものは以下に関する点です。

- 救助報酬における精算の取り扱い（ルールVI条）  
YAR2004と異なり、救助報酬は基本的に共同海損に認容されます。ただし、救助報酬を各団体で別々に支払済みの時は、海損精算人の裁量で、ルールVI条(b)(i)～(v)に明記された項目に該当すると判断した場合に限り、救助報酬は共同海損に認容されます。そうしなかった場合、負担団体の間に金銭的不平等が生じてしまう場合がそれにあたります。
- 避難港における費用（ルールX条）  
YAR1994の文言が維持され、規定の適用に関して一部明確化されました。
- 仮修繕の取り扱い（ルールXIV条）  
YAR1994の文言が維持され、共同の海上冒険を安全に完遂するために避難港で実施した仮修繕の費用は、（ルールXIV条の定めに従って）共同海損に含めることができます。

.. / ...

The Standard Club Europe Ltd

www.standard-club.com

Registered in England No. 17864. Authorised by the Prudential Regulation Authority and regulated by the Financial Conduct Authority and the Prudential Regulation Authority

Managers' London Agents: **Charles Taylor & Co. Limited**. Registered in England No. 2561548  
Charles Taylor & Co. Limited is an appointed representative of Charles Taylor Services Limited, which is authorised and regulated by the Financial Conduct AuthorityRegistered Address: Standard House, 12-13 Essex Street, London WC2R 3AA, UK  
Telephone: +44 20 3320 8888 Email: pandi.london@ctplc.com



- 低額貨物の除外（ルール XVII 条）  
貨物を共同海損の精算に含めた場合の費用が、最終的な分担額と均衡を失すると海損精算人が判断した場合、共同海損の分担から除外することを認める規定が新たに追加されました。
- 立替手数料および利息に関する規定（ルール XX 条、XXI 条）  
YAR1994 で規定されていた共同海損支出に対する 2% の立替手数料が廃止されました。共同海損における費用・犠牲・認容額について合意した利率は、精算通貨に適用される 12 か月の ICE LIBOR（インターコンチネンタル取引所算出のロンドン銀行間取引金利）に 4% を加えたものです。

上記以外にも YAR2004 には多数の編集や改正が加えられ、YAR2016 は全体として、ICS や BIMCO が示していた船主の懸念を十分に払拭するものになっています。国際グループも YAR2016 を支持しており、今後の海事契約に幅広く採用されることが期待されます。5 月にコペンハーゲンで開催された BIMCO の文書委員会の会議において、今後 BIMCO の用船契約書および船荷証券では、共同海損は YAR2016 に沿って精算すると記載されるべきことが決定しました。また ICS の海法委員会も 4 年間にわたって変更案の状況を見守り、検討案の承認を行ってきた経緯もあり、2016 年 9 月の次回会合で、会員である各国の船主協会に対して、YAR2016 の採用を強く推奨することが期待されています。

YAR2016 の採択に加え、IWG は共同海損に関するガイドラインも策定し、CMI 国際会議で承認されました。このガイドラインは共同海損の実務支援を目的としたもので、基本原則に関する背景情報、広く認められているベストプラクティスに関するガイダンス、共同海損の精算手続きの概要などが示されています。このガイドラインは YAR の一部を構成するものではなく、また拘束力を持たず、YAR の規定に優先したり変更したりするものでもありません。またガイドラインは固定的なものではなく、常設の審査委員会の監督のもとで定期的に更新されることになっています。

YAR2016 の本文およびガイドラインは、下記リンクからご覧いただけます。

[https://www.bimco.org/Chartering/Clauses\\_and\\_Documents/Clauses/General\\_Average\\_Clause/General\\_Average\\_York-Antwerp\\_Rules\\_2016.aspx](https://www.bimco.org/Chartering/Clauses_and_Documents/Clauses/General_Average_Clause/General_Average_York-Antwerp_Rules_2016.aspx)

国際グループの加盟クラブは、YAR2016 の採択を歓迎・支持し、組合員が今後の海事契約に YAR2016 を摂取することを推奨します。その摂取により、組合員のクラブカバーが影響を受けることはありません。

Standard Club の現行ルール（ルール 3.8 の除外条項（1））では、理事会において別途決定されない限り、海上運送契約にその条件がなければ、無修正の YAR1994 により精算された共同海損で認容されたであろう汚染責任の回収はないと規定しています。



## 3

したがって、ルール 3.8 の除外条項 (1) を更新し、YAR2016 にも言及する予定です。これにより、理事会において別途決定されない限り、YAR1974、YAR 1994、YAR 2016 を参照することにより回収できたであろう汚染責任であって、組合員の契約条件を理由として共同海損で回収できないものについてはてん補されません。

そのため組合員は、汚染責任が共同海損に認容されないことを前提とした契約を締結したために、YAR1974、YAR1994、YAR2016 の適用によって本来共同海損に認容されるべきものが認容されなくなる事態を避けるよう、注意する必要があります。

国際グループの全加盟クラブが同様の回覧を配布しています。

以上

Jeremy Grose  
Chief Executive  
Charles Taylor & Co Limited

Direct Line: +44 20 3320 8835  
E-mail: [jeremy.grose@ctplc.com](mailto:jeremy.grose@ctplc.com)

(本回覧は、英文クラブ回覧を組合員各位の便宜のために日本語に仮訳したものです)